

教 政 発 第 0 0 0 8 2 8 号
令和4年(2022年)3月18日

各学校長 様

教育政策課長 中元 正人
スポーツ振興課長 村上 和博

「まん延防止等重点措置」の解除に伴う熊本市立学校施設使用について（通知）

令和4年（2022年）1月21日から適用となっていた「まん延防止等重点措置」が、3月21日を以て解除されることとなり、併せて、新型コロナウイルス感染症のリスクレベルも「レベル2（警戒強化）」に引き下げられました。

これに伴い、3月22日以降の学校施設使用については、下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

各学校長におかれては、適切にご対応をお願いします。

記

1 学校施設使用について

3月22日（火）からは、通常の学校施設使用を再開します。

ただし、部活動や夜間開放事業での取り組みを参考に、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底していただくよう使用者への協力依頼をお願いします。
※部活動の取扱いについては、令和4年（2022年）3月18日付け教指発第1558号『「まん延防止等重点措置」の解除に伴う対応について（通知）』をご確認ください。

【参考】熊本市 HP：「まん延防止等重点措置」の解除に伴う対応について

https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=41011&class_set_id=2&class_id=64

2 夜間開放事業について

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底いただくことを条件に開放する予定ですが、詳細については、後日ホームページに掲載します。

使用予定者からお尋ねがあった場合は、スポーツ振興課をご案内ください。

【参考】熊本市 HP：まん延防止重点措置に係る公設スポーツ施設・学校夜間開放の利用について

https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=37750&class_set_id=2&class_id=187

問い合わせ先

- 学校施設使用に関すること
教育政策課 328-2704
- 夜間開放事業に関すること
スポーツ振興課 328-2724